

設計検査申請書(賃貸住宅)

令和7年4月1日以後
融資申込受理分から適用

(第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり設計検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実に相違ありません。記載された事項が万が一事実と相違していた場合は、この手続及び交付された設計検査に関する通知書を取り消されても異議ありません。
2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限りです)。

手数料請求先 会社名:

所属/担当者名:

住所:

電話:

検査機関名:

殿

申請者

申請者	郵便番号 〒()- ()
	現住所
	電話番号 ()-()-()
	氏名
代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入)	郵便番号 〒()- ()
	現住所
	電話番号 ()-()-()
	氏名
建物の名称	
建設の場所(地名地番)	
融資種別	
☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 2.賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅) (☐ a.一般住宅型 ☐ b.施設共用型) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	
省エネ 適用 基準 の	賃貸住宅融資 (省エネ住宅)の場合
☐ 1.一次エネルギー消費量等級5以上 ☐ 2.トップランナー基準	
優良な賃貸住宅基準の適用	
☐ 1.有 ☐ 2.無	
「1.有」を選択した場合は右記を記入してください。	
省エネルギー性	
☐ 1.『ZEH-M』 ☐ 2. Nearly ZEH-M ☐ 3. ZEH-M Ready ☐ 4. ZEH-M Oriented	
耐久性・可変性	
☐ 5.長期優良住宅 ☐ (注)令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)に適合するものに限りです。	
安全性・防犯性	
☐ 6.子育て配慮賃貸住宅(安全性・防犯性)(第五面を記入) ※ 省エネルギー性又は耐久性・可変性との併用が可能です。 (注)賃貸住宅融資(省エネ住宅)に限りです。	
遮音性	
☐ 7.子育て配慮賃貸住宅(遮音性)(第五面を記入) ※ 省エネルギー性又は耐久性・可変性との併用が可能です。 (注)賃貸住宅融資(省エネ住宅)に限りです。	
融資申込日	(元号) 年 月 日
(注)令和7年3月31日以前の融資申込みの場合は本書式を使用できません。	
連絡事項	

【検査機関記入欄】

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄
				(合格年月日及び番号) 令和 年 月 日 第 号
※備考欄				

設計検査申請書(賃貸住宅)

令和7年4月1日以後
融資申込受理分から適用

(第二面)

「賃貸住宅融資(省エネ住宅)」又は「賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)」の場合の確認事項		☐ 申請住宅が以下の区域内に含まれないことを確認 ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) ・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域 ※ ・災害危険区域内の地すべり防止区域 ※ ・浸水被害防止区域(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)に限る。) (注) 申請住宅が上記の区域内に含まれる場合、賃貸住宅融資(省エネ住宅)及び賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)を利用することができないのでご注意ください。 ※災害危険区域内であるが、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に該当しない場合(いずれかにチェック) ☐ 各都道府県が公表しているハザードマップ等で確認しました。 ⇒本申請書に併せて、ハザードマップ等の写しを提出します。 ☐ 区域が確認できる機関等(例:土木事務所)に確認しました。 確認日: 令和 年 月 日 確認先: 確認者:					
		(元号) 年 月 日					
		工 期		竣工予定日		(元号) 年 月 日	
		建築主 ※		建築主名 郵便番号・住所 〒 () - ()			
照会先 ※		名称・電話番号		() - () - ()			
		郵便番号・住所		〒 () - ()			
		区分		☐ 1.設計者 ☐ 2.工事監理者 ☐ 3.工事請負者 ☐ 4.事業主 ☐ 5.販売代理 ☐ 6.その他()			

※ 申請者又は代理者と同様の場合は、記載を省略して差し支えありません。

<申請者確認事項> 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について確認しています。 (1) 賃貸住宅に関する技術的基準に適合していること。 (2) 敷地面積、1戸当たりの床面積、対象住宅の延べ面積、全体の延べ面積に占める非住宅等の延べ面積の合計の割合、建設費等の賃貸住宅融資の要件に適合していること。 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。 3 申請住宅の建築に際し、都市再生特別措置法(平成12年法律第22号)第88条第1項の規定による届出(建築行為に係る届出に限りです。)をした者が、同条第3項及び第5項に規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかった旨の公表の措置を受けている場合は、当該申請住宅は賃貸住宅融資を利用できないことを承知しています。 <個人情報の取扱い> 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的 検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。 (1) 業務内容 ア 住宅に関する検査を行い、機構融資に関する技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。) イ その他これらに付随する業務 (2) 利用目的 設計検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。 ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため 2 機構等への個人情報の提供 検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。 ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表のとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。		
個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	設計検査申請書に記載されたお客さまの属性(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)

設計検査申請書(賃貸住宅)

令和7年4月1日以後
融資申込受理分から適用

(第三面)

建物の 構造等	構造 ※1	☐ 3.準耐火(6.を除く。) ☐ 5.耐火	階 数	地上		階	地下		階
	まちづくり融資 (賃貸)の場合のみ	☐ 6.まちづくり省令準耐(耐久性)							
	戸建型式	☐ 2.連続建て ☐ 3.重ね建て	住宅総戸数	戸					
まちづくり融資 (賃貸)の場合のみ	☐ 1.一戸建て ☐ 4.共同建て								
敷地面積		㎡	棟 数	棟					
工 法		☐ 1.在来木造 ☐ 2.プレハブ(木質系) ☐ 3.プレハブ(鉄骨系) ☐ 4.プレハブ(コンクリート系) ☐ 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) ☐ 6.丸太組構法 ☐ 7.鉄骨造・RC造等							
機構承認住宅(設計登録 タイプ)の場合		会社名() 承認番号()							
非住宅等の融資有無 ※2		☐ 1.融資対象 ☐ 2.融資対象外	複数棟の場合	☐ 1.全体総括 ☐ 2.各棟(グループ)					

※1 建物の構造について、「6.まちづくり省令準耐(耐久性)」を選択する場合は、「3.準耐火(6.を除く。)」欄を選択しないでください。

※2 非住宅等の融資対象・融資対象外の選択について
機構に融資申込みした内容に従い記入してください。なお、非住宅等が融資対象となる場合は、対象住宅に加え、非住宅等にも防火区画の基準が適用されますのでご注意ください。

○床面積表(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合は記入不要)

区分		戸数	面積(㎡)	
対象住宅 ・賃貸住宅融資(省エネ住宅) ・まちづくり融資(賃貸住宅)	対象住宅の1戸当たりの床面積合計[A]	戸	㎡	
	対象住宅の延べ面積 [(A×定率 ※3) = B] 又は [(A + 共用部分等の実測面積) = B]	—	㎡	
非住宅等	非住宅	—	㎡	
	その他住宅 (賃貸住宅の所有者の自宅、 小規模住宅等)	その他住宅の1戸当たりの床面積合計[C]	戸	㎡
		その他住宅の延べ面積[(C×定率 ※3) = D]	—	㎡
	非住宅等の延べ面積の合計[(D + E) = F]			㎡
建物全体の延べ面積[(B + F) = G]			㎡	

※3 定率について
1戸当たりの床面積の合計から延べ面積を算定する際の定率は次のとおり。
・共同建てで地上階数6階以上の場合は、1.31
・共同建てで地上階数5階以下の場合は、1.13
・重ね建て・連続建ての場合は、1.00(割増なし)

＜面積要件についての注意事項＞
1戸当たりの床面積、敷地面積、対象住宅の延べ面積、建物全体の延べ面積に占める非住宅等の延べ面積の合計の割合については、適合証明においては申請された面積が適切に算定されていることのみを確認しております。下限値等の要件については機構に確認が必要です。

＜複数棟一括申請の場合について＞
複数棟一括申請の場合で、棟により、戸建型式、構造、階数、工法が異なるときは、それぞれのグループごと及び全体の総括(住宅総戸数、敷地面積、棟数及び床面積表(総計)を記載)を作成してください。

設計検査申請書（賃貸住宅）

（第四面）

【対象住宅床面積表】

対象住戸 タイプ名	融資種別名	1戸当たりの 床面積 (a)	戸数 (b)	計 (a) × (b)
(記入例) Aタイプ		8 0 0 2 ㎡	2 0 戸	1 6 0 0 4 0 ㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡
	☐ 1.賃貸住宅融資(省エネ住宅) ☐ 3.まちづくり融資(賃貸住宅)	㎡	戸	㎡

【その他住宅床面積表】

その他住戸 タイプ名等	1戸当たりの 床面積 (a)	戸数 (b)	計 (a) × (b)
(記入例) Aタイプ 賃貸住宅の所有者の自宅等	8 0 0 2 ㎡	2 0 戸	1 6 0 0 4 0 ㎡
	㎡	戸	㎡
	㎡	戸	㎡
	㎡	戸	㎡
	㎡	戸	㎡

注1) 非住宅部分については記載不要です。
注2) 賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合は添付不要です。

設計検査申請書(賃貸住宅)

令和7年4月1日以後
融資申込受理分から適用

(第五面)

申請物件が優良な賃貸住宅基準(安全性・防犯性又は遮音性)を適用する場合のみ記入(適用しない場合は添付不要)

適用する基準	☐ 1.安全性・防犯性 ☐ 2.遮音性
基準適用住戸	戸 (注)5戸以上(融資対象住戸が5戸未満の場合は全住戸)であること。
基準適用住戸タイプ名 (記入例 Aタイプ、〇〇号室)	

<優良な賃貸住宅基準(安全性・防犯性)>

次の1及び2に適合すること。

1 安全性の基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること。

(1)段差の解消

評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの②に掲げる基準に適合すること。

(2)転倒防止のための手すり設置

次のアからウまでに掲げる基準のすべてに適合すること。

ア 玄関の上がり框の昇降を補助するための縦手すり等を設置すること又は設置できるようになっていること。

イ 便所の立ち座りや姿勢保持をサポートするための手すりを設置すること又は設置できるようになっていること。

ウ 浴室及び浴槽への出入りのため使いやすい位置に手すりを設置すること又は設置できるようになっていること。

(3)転落防止のための手すり設置

次のア及びイの基準それぞれに適合すること。

ア バルコニー

次の(ア)から(イ)までに掲げる基準のすべてに適合すること。

(ア) 手すりの形状は足がかりがない形状とすること。

(イ) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)が生じる場合は、評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの④のbに掲げる基準に適合すること。

(ウ) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、内法寸法で110mm以下とすること。

(エ) 手すりの最下部とバルコニー床面(立ち上げがある場合は立ち上げの頂部)との間は、内法寸法で90mm以下とすること。

イ 2階以上の窓(バルコニーに面している掃き出し窓を除く。)

次の(ア)及び(イ)の基準それぞれに適合すること。

(ア) 評価方法基準の第5の9-1の(3)のハの④のbに掲げる基準に適合すること。

(イ) 手すりを設置する際には、手すり下地補強工事をした上で設置すること。

2 防犯性の基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること((2)及び(3)は評価方法基準の第5の10-1の(2)のイの①に定める侵入が可能な規模の開口部に限る。)。ただし、(3)は該当する場合のみ適合すること。

(1) 玄関ドア

玄関ドアには、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が公表する防犯性能の高い建物部品目録に掲載された建物部品(以下「防犯建物部品」という。)を設置すること。防犯建物部品が設置できない場合は、次のアからエまでのいずれかの措置を講じること。

ア デッドボルトが外部から見えない構造とすること

イ ガードプレートの設置

ウ 補助錠の設置により二重ロックとすること

(2) 窓のサッシ及びガラス

窓のサッシ及びガラスには防犯建物部品を設置すること。防犯建物部品が設置できない場合は、次のアからエまでのいずれかの措置を講じること。

ア 防犯フィルムの設置

イ サッシへの鍵付きクレセント錠の設置

ウ 補助錠の設置

エ 振動アラームの設置

(3) 接地階の窓(日常的に出入りをする掃き出し窓を除く。)&共用廊下に面した窓

次のア又はイのいずれかの措置を講じること。

ア 面格子の設置

イ 窓シャッター及びホームセキュリティシステムの設置

<優良な賃貸住宅基準(遮音性)>

次の1及び2に適合すること。

1 界床の遮音構造について、重量床衝撃音対策等級4以上又は相当スラブ厚さ20cm以上に適合すること。

2 界壁の遮音構造について、透過損失等級3以上に適合すること。